

農業経営基盤強化の促進に関する

基本的な構想

平成30年1月

新冠町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	新冠町の概要	1
2	新冠町農業の概要と課題	1
3	農業経営基盤強化の促進に関する取り組み	1
4	農業経営基盤強化の促進に係る指導体制及び重点指導方針	4
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第 2	営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営指標	6
第 3	青年等が目標とすべき農業経営の指標	1 3
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	1 6
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	1 6
1	利用権設定等促進事業に関する事項	1 7
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	2 3
3	農用地利用改善事業の実施に関する事項	2 3
4	委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	2 6
5	農業従事者の養成及び確保に関する事項	2 7
6	青年等の育成・確保に関する事項	2 7
7	その他事業の実施に関し必要な事項	2 8
第 6	農地利用集積円滑化事業に関する事項	2 9
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	2 9
2	農地利用集積円滑化事業の実施区域の基準に関する事項	3 0
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	3 1
第 7	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	3 4
第 8	その他	3 4

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 新冠町の概要

新冠町は、北緯42度21分東経142度19分にあつて、北海道南部、日高管内の中央に位置し、総面積は585.81平方キロメートルである。東西は8キロメートルで東は新ひだか町、西は日高町に接し、南北は54キロメートルで北は日高山脈の主峰幌尻岳を境に十勝管内に接し、南は太平洋に面している。

地勢は、太平洋に注ぐ2条の河川流域と奥地の山林地帯に分けられ、海岸線から10～20キロメートルの地帯が概ね農用地となっている。

気候は、比較的温暖で年間平均気温は8.4度、積雪も少なく根雪期間は80日ほどで、年間日照時間は1,960時間である。

2 新冠町農業の概要と課題

農家戸数は224戸で耕地面積は4,335ヘクタールであり、1戸当りの経営面積は19.3ヘクタールで稲作、酪農、軽種馬にそ菜、肉用牛を加えた5作目を中心としている。

稲作を中心とした作付け体系から、野菜との複合経営に移行しつつある。

野菜にあつては、ピーマン、アスパラ、ほうれん草、秋まき小麦、かぼちゃ、メロン等を奨励品目として位置付け、当町の特産品としての産地化と銘柄の確立に努めている。

畜産にあつては軽種馬、酪農、肉用牛を主体として飼養管理技術の改善により生産コストの低減を図っているところであるが、特に肉用牛の振興のため黒毛和種牛の優良繁殖雌牛導入と受精卵移植事業に加え、育種価の活用による地域内保留体制の推進により産地化を目指している。

農業従事者の高年齢化が進む一方、後継者のいない農家が増加している傾向にあり将来的には農家戸数の減少から、農地の流動化が進むことが予想される。

それらの状況から経営感覚と営農技術に優れた人材の育成と地域における担い手の育成及び確保が急務であり、研修会等の開催又は経営指導を積極的に推進する。

農業振興地域整備計画においては効率的な土地利用をめざした農用地区域の設定を行っているが、昨今の社会情勢と経済状況の変化に対応するため計画の見直しが必要となっており、それらを総合的に勘案した変更を進める。

3 農業経営基盤強化の促進に関する取り組み

(1) 基本的な考え方

新冠町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、関係機関が連携して経営規模の拡大や農業経営の複合化・多角化等の取り組みを行い、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに農地の有効活用を促進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

具体的な経営の指標は、新冠町及び周辺市町村の優良な経営の事例を踏まえつつ農業

経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、又これらの経営が新冠町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

目標年間農業所得	1 経営体当たり 概ね400万円程度
目標年間労働時間	主たる農業従事者1人当たり 1,800～2,000時間程度

※主たる農業従事者～農業経営において主体的な役割を担い、専ら当該農業経営に従事するもの

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の就農5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定めるものを概ね達成することを目標とする。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者に対しては、概ね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

新冠町は、将来の新冠町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図ろうとする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当ってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

ア 認定農業者制度の活用及び女性農業者が活躍できる環境づくり

認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の計画達成にむけたフォローアップ、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進するなど、効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進する。

認定農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導することで、創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、農用地利用集積その他支援措置について集中的かつ重点的に実施されるように努めることとし、関係機関、関係団体に協力して制度の積極的活用を図る。

また、女性が積極的に参画する経営体が増えるよう、環境づくり・活躍の場づくりを進めるほか、農業経営の複合化、多角化等による農業の6次産業化などの取り組みも促進する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業就業人口の減少や高齢化の進行、労働力不足に直面する中、地域農業を支える重要な担い手として役割が期待される農業法人の育成を図るため、地域の実情に応じた多様な法人化を推進することとし、法人化のメリットや手続き、経営管理等について普及・啓発を行う。

また、農業法人は、地域の農地や雇用等の受け皿機能が見込まれるほか、高収益作物の導入や関連事業への進出による収益性の向上、社会サービスの提供による地域コミュニティ維持の役割が期待されることから、地域に根差した法人化を推進することとし、人・農地プランや農地中間管理事業等を活用した適切な農地の利用調整活動を推進する。

このため、今後10年間で法人経営体数を5万法人とする国の目標や、平成37年度における農業法人数を5,200経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標を踏まえ、新冠町における平成37年度における農業法人数の目標を95経営体（2010農林業センサス：88経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 農用地の利用集積と集約化

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、今後、遊休農地となるおそれがある農地については、人・農地プランを活用し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等の育成や複数戸による法人化等を推進し、農地の利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止に努める。

エ 中山間地域における取組み

中山間地域である当町においては、傾斜地や狭小農地が多いため、大規模な土地利用型農業には適さず、畜産業や施設野菜中心の経営形態となっている。

離農等による農地取引先の確保や耕作放棄地とならないよう、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業による利用集積や換地による農地の集団化を推進するほか、農地中間管理機構と連携した農地の受け手の登録と出し手の掘り起こしを推進し、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に作型、品目の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に農業法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を営む高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、

地域全体としての発展に結びつくよう、本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

4 農業経営基盤強化の促進に係る指導体制及び重点指導方針

新冠町は、新冠町地域担い手育成総合支援協議会において認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び地区単位の研修会等を実施する。

特に、適切な資金計画の実行に当っては、指導チームの下に農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修と濃密な指導を実施する。

また、稲作に振興作物である施設野菜の栽培や肉用牛の導入等、水稻と組み合わせた複合経営化を図り、軽種馬は生産だけでなく育成・預託を積極的に取り入れ、酪農は個体能力の向上と乳質の改善、飼養管理技術の向上、肉用牛は繁殖牛の育種価や受精卵移植等を活用した改良・増殖体系を推進し、経営の発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

平成28年の新規就農者は4人であり、過去5年間と比べ増加したものの、近年の雇用情勢の良化に伴い今後は減少に転じる懸念があることから、引き続き施設野菜、肉用牛、酪農を中心とした担い手対策の充実と改善を図り、農作物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、新冠町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、新冠町においては年間2人の新規就農者の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2法人増加させる。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

新冠町の地域における他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡す

る年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち経営体当たりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた新冠町の取組

上記に掲げるような新規就農者を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による照会、技術・経営面については農業改良普及センターや指導農業士、新冠町農協等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営指標

第1の3に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、新冠町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水 稲	<作付面積等> 水 稲 18.0ha <経営面積> 18.0ha	<資本装備> トラクター(46ps) 1台 田植機(6条植) 1/3台 汎用コバイン(4条刈) 1/3台 乾燥機(10t) 1/3台 ロータリーハロー 1台 軽トラック 1台 育苗ハウス 1棟 機械庫 1棟 <その他> 収量、食味を重視した安定栽培の徹底 作付品種の適性割合実践 受委託や機械共同利用による効率化しうる農地の集積、貸借の実施	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	<<労働>> ・家族 2人 2,796時間 ・雇用 444時間 <<経営収支>> ・農業粗収益 20,700千円 ・農業経営費 17,765千円 ・農業所得 2,935千円
水 稲 施設野菜	<作付面積等> 水 稲 7.0ha 施設野菜 0.7ha (ピーマン 0.5ha) (ほうれん草 0.2ha) <経営面積> 7.7ha	<資本装備> トラクター(64ps) 1台 田植機(6条植) 1/3台 汎用コバイン(6条刈) 1/3台 乾燥機(10t) 1/3台 ロータリーハロー 1/3台 トラック(2t) 1台 育苗ハウス 3棟 ビニールハウス 15棟 機械庫 1棟 <その他> ハウス土壌地力維持として堆肥の定期的背用、緑肥の作付 水稻育苗の共同化による生産コスト低減	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	<<労働>> ・家族 3人 5,563時間 ・雇用 4,239時間 <<経営収支>> ・農業粗収益 21,089千円 ・農業経営費 15,563千円 ・農業所得 5,526千円

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水 稲 施設野菜 露地野菜	<p><作付面積等></p> 水 稲 10.0ha 施設野菜 0.7ha (ピーマン) 露地野菜 0.3ha (アスパラ) <p><経営面積> 11.0ha</p>	<p><資本装備></p> トラクター(46ps) 1台 田植機(6条植) 1/3台 汎用コンバイン(6条刈) 1/3台 乾燥機(10t) 1/3台 ロータリーハロー 1台 トラック(2t) 1台 育苗ハウス 2棟 ビニールハウス 18棟 機械庫 1棟 <p><その他> ハウス土壌地力維持として堆肥の定期的 背用、緑肥の作付 水稲育苗の共同化による生産コスト低減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<p><<労働>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族 3人 5,822時間 ・雇用 4,926時間 <p><<経営収支>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業粗収益 30,255千円 ・農業経営費 25,452千円 ・農業所得 4,803千円
施設野菜 露地野菜	<p><作付面積等></p> 施設野菜 1.0ha (ピーマン 0.7ha) (ほうれん草 0.1ha) (アスパラ 0.2ha) <p>露地野菜 0.6ha (かぼちゃ)</p> <p><経営面積> 1.6ha</p>	<p><資本装備></p> トラクター(46ps) 1台 トラック(2t) 1台 プラウ 1台 ロータリーハロー 1台 ブロードキャスター 1台 育苗ハウス 3棟 ビニールハウス 27棟 機械庫 1棟 <p><その他> 受委託や機械共同利用の利活用 露地作物、施設野菜の安定生産の維持のため輪作実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<p><<労働>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族 3人 5,862時間 ・雇用 4,431時間 <p><<経営収支>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業粗収益 21,971千円 ・農業経営費 16,656千円 ・農業所得 5,315千円

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
施設野菜	<p><作付面積等> 施設野菜 0.8ha (ピーマン)</p> <p><経営面積> 0.8ha</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(46ps) 1台 軽トラック 1台 育苗ハウス 2棟 ビニールハウス 24棟 機械庫 1棟</p> <p><その他> 受委託や機械共同利用の利活用 ハウス土壌地力維持として堆肥の定期的 背用、緑肥の作付</p>	<p>・複式簿記の記帳 により経営と 家計の分離を図 る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>《労働》</p> <p>・家族 4人 7,892時間</p> <p>・雇用 4,929時間</p> <p>《経営収支》</p> <p>・農業粗収益 19,720千円</p> <p>・農業経営費 15,099千円</p> <p>・農業所得 4,621千円</p>
軽種馬	<p><作付面積等></p> <p>採草地 6.6ha 放牧地 13.5ha</p> <p><経営面積> 20.1ha</p> <p><飼養頭数> 繁殖牝馬 サラ 12頭 自己(6) 預託馬(6)</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(80ps) 1台 トラクター(60ps) 1台 ブロードキャスター 1台 ディスクモア 1台 テッターレーキ 1台 マニユアスプレッダ 1/3台 ロールベアラ 1/3台 ライムソア 1/3台</p> <p>成厩舎 1棟 育成厩舎 1棟 乾燥舎 1棟 堆肥舎 1棟</p> <p><その他> 繁殖牝馬の計画的更新 販路拡大 初期調教技術の向上</p>	<p>・複式簿記の記帳 により経営と 家計の分離を図 る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>《労働》</p> <p>・家族 2人 3,452時間</p> <p>・雇用 1,800時間</p> <p>《経営収支》</p> <p>・農業粗収益 32,120千円</p> <p>・農業経営費 26,977千円</p> <p>・農業所得 5,143千円</p>

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
酪農 (繋ぎ飼いⅠ)	<p><作付面積等></p> 採草地 36.4ha 放牧地 1.3ha コンサイレージ 6.4ha <p><経営面積></p> 44.1ha <p><飼養頭数></p> 経産牛 60頭 育成牛 32頭 合計 92頭	<p><資本装備></p> トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 バルククーラー(4000 ^{kg}) 1台 ハイプライミル(4ユニット) 1式 バーンクリーナー 1式 成牛舎(600 ^m ²) 1棟 育成舎(200 ^m ²) 1棟 仔牛舎(ビニールハウス) 1棟 飼料・敷料庫 1棟 堆肥舎 1基 <p><その他></p> スタンション方式による飼養管理 公共牧野を利用した育成牛管理	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	<p>《労働》</p> ・家族 2人 3,610時間 ・雇用 547時間 <p>《経営収支》</p> ・農業粗収益 67,020千円 ・農業経営費 52,509千円 ・農業所得 14,511千円
酪農 (繋ぎ飼いⅡ)	<p><作付面積等></p> 採草地 59.5ha 放牧地 2.2ha コンサイレージ 11.0ha <p><経営面積></p> 72.7ha <p><飼養頭数></p> 経産牛 100頭 育成牛 55頭 合計 155頭	<p><資本装備></p> タイヤショベル(40ps) 1台 トラック(4t) 1台 バルククーラー(8000 ^{kg}) 1台 ハイプライミル(6ユニット) 1式 バーンクリーナー 1式 成牛舎(1,000 ^m ²) 1棟 育成舎(360 ^m ²) 1棟 仔牛舎(ビニールハウス) 1棟 飼料・敷料庫 2棟 堆肥舎 1基 <p><その他></p> スタンション方式による飼養管理 公共牧野を利用した育成牛管理	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	<p>《労働》</p> ・家族 3人 4,848時間 ・雇用 623時間 <p>《経営収支》</p> ・農業粗収益 109,300千円 ・農業経営費 86,332千円 ・農業所得 22,968千円

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
酪農 (繋ぎ飼い集約 放牧利用)	<p><作付面積等></p> 採草地 15.0ha 放牧地 17.0ha コンサイレーン 6.1ha <p><経営面積></p> 38.1ha <p><飼養頭数></p> 経産牛 50頭 育成牛 27頭 合計 77頭	<p><資本装備></p> トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 バルクローラー(4000kg) 1台 ハイプレインミル(4ユニット) 1式 バーンクリーナー 1式 成牛舎(500㎡) 1棟 育成舎(180㎡) 1棟 仔牛舎(ビニールハウス) 1棟 飼料・敷料庫 2棟 堆肥舎 1基 <p><その他></p> 短草利用可能な草種の導入で集約放牧を行い、放牧地の生産性を高める放牧草とサイレージ用とうもろこしの利用で、飼料自給率を高める	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施 	<p><<労働>></p> <ul style="list-style-type: none"> 家族 2人 3,915時間 雇用 480時間 <p><<経営収支>></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業粗収益 51,100千円 農業経営費 38,637千円 農業所得 12,463千円
肉用牛 (素牛販売)	<p><作付面積等></p> 採草地 20.9ha 放牧地 17.3ha <p><経営面積></p> 38.2ha <p><飼養頭数></p> 経産牛 60頭 素牛出荷 46頭	<p><資本装備></p> トラクター(70ps) 1台 スキッドローダー(42ps) 1台 トラック(2t) 1台 ブロードキャスター 1台 ディスクモア 1台 テグダーレーキ 1台 マニユアスプレッダ 1台 ロールバレーラ 1台 成牛舎(700㎡) 1棟 育成牛舎(400㎡) 1棟 バドック(600㎡) 1基 敷料庫 1棟 堆肥舎 1基 <p><その他></p> 和牛センターを活用し育種価に基づく繁殖雌牛の保留に努める ほ育・育成技術の改善に努め、事故率軽減に努める	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施 	<p><<労働>></p> <ul style="list-style-type: none"> 家族 2人 1,857時間 雇用 時間 <p><<経営収支>></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業粗収益 43,667千円 農業経営費 25,459千円 農業所得 18,208千円

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
肉用牛 (肥育一貫)	<p><作付面積等></p> 採草地 14.0ha 放牧地 1.0ha <p><経営面積></p> 15.0ha <p><飼養頭数></p> 経産牛 50頭 肥育牛出荷 39頭	<p><資本装備></p> トラクター(70ps) 1台 スキッドローダー(42ps) 1台 トラック(2t) 1台 ブロードキャスター 1台 ディスクモア 1台 テッダーレーキ 1台 マニユアスプレッダ 1台 ロールベアラ 1台 成牛舎(860㎡) 1棟 育成牛舎(100㎡) 1棟 パドック(500㎡) 1基 機械庫・敷料庫 2棟 堆肥舎 1基 <p><その他></p> 繁殖雌牛の計画的更新、計画交配により 育成素牛の資質向上に努める 肥育技術の改善を図り、地域の稲わら利 用により効率的な肥育生産に努める	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施 	<p><<労働>></p> <ul style="list-style-type: none"> 家族 3人 3,129時間 雇用 時間 <p><<経営収支>></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業粗収益 54,968千円 農業経営費 34,883千円 農業所得 20,085千円
肉用牛 (素牛販売) 水稲	<p><作付面積等></p> 水稲 5.0ha 採草地 17.3ha 放牧地 15.1ha <p><経営面積></p> 37.4ha <p><飼養頭数></p> 繁殖牛 50頭 素牛出荷 38頭	<p><資本装備></p> トラクター(70ps) 1台 トラクター(46ps) 1台 田植機(6条植) 1 / 3台 汎用コンバイン(4条刈) 1 / 3台 乾燥機(3.6t) 1 / 3台 トラック(2t) 1台 倉庫・機械格納庫 2棟 育苗ハウス 1棟 成牛舎(700㎡) 1棟 育成牛舎(400㎡) 1棟 パドック(600㎡) 1基 堆肥舎 1基 敷料庫 1棟 <p><その他></p> 繁殖雌牛の計画的更新、計画交配により 育成素牛の資質向上に努める 肥育技術の改善を図り、地域の稲わら利 用により効率的な肥育生産に努める	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施 	<p><<労働>></p> <ul style="list-style-type: none"> 家族 2人 2,965時間 雇用 時間 <p><<経営収支>></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業粗収益 43,402千円 農業経営費 25,573千円 農業所得 17,829千円

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
肉用牛 (素牛販売) 軽種馬	<p><作付面積等></p> <p>採草地 13.1ha 放牧地 14.4ha</p> <p><経営面積> 27.5ha</p> <p><軽種馬飼養頭数> 繁殖(自己) 6頭</p> <p><肉用牛飼養頭数> 経産牛 35頭 素牛出荷 29頭</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(80ps) 1台 トラクター(60ps) 1台 ブロードキャスト ディスクモアー 1台 テッター・レーキ 1台 マニユアスプレッダ 1/3台 ロールベアラ 1/3台 ライムソア 1/3台</p> <p>厩舎 2棟 牛舎 2棟 堆肥舎 1棟 敷料庫 1棟</p> <p><その他> 繁殖牝馬の計画的更新 販路拡大 初期調教技術の向上 和牛センターを活用し育種価に基づ く繁殖雌牛の保留に努める ほ育・育成技術の改善に努め、事故率 軽減に努める</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p><<労働>></p> <p>・家族 2人 3,980時間</p> <p>・雇用 時間</p> <p><<経営収支>></p> <p>・農業粗収益 27,405千円</p> <p>・農業経営費 22,734千円</p> <p>・農業所得 4,671千円</p>
肉用牛 (素牛販売) 酪農 (繋ぎ飼い)	<p><作付面積等></p> <p>採草地 17.0ha 放牧地 17.9ha コンサイレンス 4.9ha</p> <p><経営面積> 39.8ha</p> <p><肉用牛飼養頭数> 経産牛 20頭 素牛出荷 14頭</p> <p><乳牛飼養頭数> 経産牛 40頭 育成牛 23頭</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(100ps) 1台 トラクター(80ps) 1台 スキッドローダー 1台 トラック(2t) 1台 バルククーラー(4000kg) 1台 パイプラインミル(4ユニット) 1式 バンクリーナー 1式 牛舎 2棟 育成舎 2棟 パドック 1基 機械庫・飼料庫 2棟 堆肥舎 1基</p> <p><その他> 和牛センターを活用し育種価に基づ く繁殖雌牛の保留に努める ほ育・育成技術の改善に努め、事故率 軽減に努める スタンション方式による飼養管理 公共牧野を利用した育成牛管理</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p><<労働>></p> <p>・家族 2人 3,918時間</p> <p>・雇用 477時間</p> <p><<経営収支>></p> <p>・農業粗収益 55,442千円</p> <p>・農業経営費 43,421千円</p> <p>・農業所得 12,021千円</p>

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき
 農業経営の指標

第1の3(3)に示した目標を達成しうる青年等が目指すべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にとっては、指標を例外とすると次のとおりである。

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
施設野菜 露地野菜	<作付面積等> 施設野菜 0.6ha (ピーマン 0.4ha) (ほうれん草 0.2ha) 露地野菜 0.2ha (アスパラ) <経営面積> 0.8ha	<資本装備> トラクター(46ps) 1台 軽トラック 1台 ローターリーハロー 1台 育苗ハウス 1棟 ビニールハウス 12棟 <その他> 受委託や機械共同利用の利活用 露地野菜、施設野菜の安定生産の維持のため輪作実施	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	<<労働>> ・家族 2人 3,872時間 ・雇用 1,995時間 <<経営収支>> ・農業粗収益 11,700千円 ・農業経営費 8,953千円 ・農業所得 2,747千円

(個別経営体)

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
酪農 (繋ぎ飼い集約 放牧利用)	<p><作付面積等></p> <p>採草地 10.4ha 放牧地 13.5ha コンサイレーシ^ン 4.9ha</p> <p><経営面積> 28.8ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>経産牛 40頭 育成牛 23頭 合計 63頭</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(80ps) 1台 トラック(2t) 1台 バルククーラー(4000^{リットル}) 1台 パイプラインミルカー(4ユニット) 1式 バークリーナー 1式 成牛舎(400^{m²}) 1棟 育成舎(150^{m²}) 1棟 仔牛舎(ビニールハウス) 1棟 機械庫・飼料庫 2棟 堆肥舎 1基</p> <p><その他></p> <p>短草利用可能な草種の導入で集約放牧を行い、放牧地の生産性を高める放牧草とサイレージ用とうもろこしの利用で、飼料自給率を高める</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>《労働》</p> <p>・家族 2人 3,930時間</p> <p>・雇用 464時間</p> <p>《経営収支》</p> <p>・農業粗収益 41,942千円</p> <p>・農業経営費 32,584千円</p> <p>・農業所得 9,358千円</p>

(個別経営体)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛 (素牛販売)	<作付面積等> 採草地 17.3ha 放牧地 15.1ha <経営面積> 32.4ha <飼養頭数> 経産牛 50頭 素牛出荷 38頭	<資本装備> トラクター(70ps) 1台 スキッドローダー(42ps) 1台 トラック(2t) 1台 ブロードキャスター 1台 ディスクモア 1台 テッダーレーキ 1台 マニユアスプレッダ 1台 ロールベアラ 1台 成牛舎(700㎡) 1棟 育成牛舎(400㎡) 1棟 パドック(600㎡) 1基 敷料庫 1棟 堆肥舎 1基 <その他> 和牛センターを活用し育種価に基づく繁殖雌牛の保留に努める ほ育・育成技術の改善を図り、事故率軽減に努める	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	<<労働>> ・家族 2人 1,857時間 ・雇用 時間 <<経営収支>> ・農業粗収益 36,200千円 ・農業経営費 20,786千円 ・農業所得 15,414千円

※上記に示した営農類型以外の農業経営を営もうとする場合、第2に示した営農類型を参考にした指標を目標とする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度であるとともに、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
95%

新冠町において、農業者の年齢層は30～40代が26.7%と少なく、50代以上が67.4%と全体の約7割に達しようとしている。

また、後継者がいる農業者は17.8%で、担い手不足が起因とした離農跡地等が発生した場合について、地域の意見を活用しながら速やかに対応し、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業など各種農地流動化施策を講じながら、認定農業者等に利用集積を進め、効率的かつ安定的な経営農地として活用して行く必要があると考える。

担い手対策の一つとして新規就農について、町は公益財団法人北海道農業公社や関係機関と連携しながら、新規就農希望者への情報提供や就農相談・研修先のあっせん等を行うとともに、地域における受入体制の整備の促進、就農に必要な制度資金の融通、町助成制度等を講じ推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

新冠町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、新冠町農業の地域特性を十分踏まえて農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

新冠町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格化法人にあっては（ア）、（エ）、及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
- （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記の（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、または近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合において

農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第3条で定めるものを除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 新冠町長への確約書の提出や新冠町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする

（2） 利用権の設定等の内容

利用権の設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 新冠町は、開発して農用地または農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 新冠町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準にしたがって許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準にしたがって許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 新冠町は（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 新冠町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は現に定められている農用地利用集積計画にかかる利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（または移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 新冠町農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が整ったときは、新冠町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 新冠町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び農業協同組合は、別に定める様式により農用地利

用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ 新冠町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 新冠町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 新冠町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、新冠町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 新冠町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
なお、⑥のウの事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の

経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。)第1条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

新冠町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに該当土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

(9) 公告

新冠町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を新冠町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

新冠町が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用

集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

新冠町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合には、その写しを新冠町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

新冠町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 新冠町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 新冠町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 新冠町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を新冠町の掲示板への掲示により公告する。

④ 新冠町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤新冠町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。新冠町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 新冠町は、新冠町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
新冠町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。
- (2) 区域の基準
農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。
- (3) 農用地利用改善事業の内容
農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。
- (4) 農用地利用規程の内容
① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その地必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を新冠町に提出して、農用地利用規程について新冠町の認定を受けることができる。
- ② 新冠町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 新冠町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を新冠町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げ

る事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 新冠町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７） 農用地利用規程の変更等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（５）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、新冠町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第２１条の３で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は規則第２２条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの規則で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を新冠町に届け出るものとする。

- ③ 新冠町は、認定団体が（５）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第１０で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- ④ （５）の②及び（６）の③の規定は①の規定による変更の認定について、（５）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（８） 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 新冠町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 新冠町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、新冠町地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

新冠町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業

受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

新冠町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、新冠町地域担い手育成総合支援協議会と連携し、地域おこし協力隊を活用した農業支援員を農家へ派遣し、農業研修と繁忙期の労働力補完をあわせて行い将来の農業経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制を推進し、休日制、ヘルパー制度の拡充や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターとして定めた新冠町及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

ア 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、新冠町農協などと連携しながら、就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入を行う。

イ 中長期的な取り組み

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組み

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

新冠町が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、新冠町農協、農業委員、指導農業士等と連携・協力して研修や営農指導、就農前後のフォローアップを行い、情報を共有しながら巡回指導を行う

ことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効果的かつ適切に行うことが出来る仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランを活用し、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新冠町地域担い手育成総合支援協議会が中心となり、新規就農者、農業後継者、地域自治会との交流する場を積極的に設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、新冠町農協の生産組織等への加入を推進し、当該生産組織会員との交流や講習会、農業改良普及センターや新冠町農協が開催する青年向け研修会等を通じ、農業や他産業の経営ノウハウを習得できる機会を提供することにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

オ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については公益財団法人北海道農業公社（北海道農業担い手育成センター）、技術や経営のノウハウの習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、新冠町農協、新冠町地域担い手育成総合支援協議会等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取り組みを進める。

7 その他農業経営基盤強化作促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連対策との連携
新冠町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 新冠町は、道営草地整備事業、畜産担い手育成総合整備事業等による農業生産基盤整備促進を通じて、圃場の整備改良を進めるとともに、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入及び家畜糞尿処理の適正化のため施設整備等を推進し効果的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ. 新冠町は、新冠町水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図る。

ウ. 新冠町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うのに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業権進体制等

新冠町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農業共済組合、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、新冠町地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、新冠町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

新冠町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

(1) 新冠町における農地利用集積円滑化事業は、新冠町全域を対象として行うことを基本とする。

(2) 新冠町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまり

のある区域を定めるものとする。

- (3) 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用改善団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、新冠町が事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 事業実施の基本方針に関すること
- ② 事業実施地域に関すること
- ③ 事業対象農用地に関すること
- ④ 事業実施に当たっての調整等に関すること
- ⑤ 事業実施計画に関すること
- ⑥ 農地所有者代理事業に関すること
- ⑦ 農地売買等事業に関すること
- ⑧ 研修等事業に関すること
- ⑨ その他の事業に関すること

(2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方

農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、新冠町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、新冠町から承認を受けるものとする。

- ② 新冠町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有

者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 新冠町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 新冠町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 新冠町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 新冠町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 新冠町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

- ④ 新冠町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告する。
- (5) 新冠町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規定を定めるものとする。
- ① 新冠町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 新冠町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、新冠町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 新冠町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 新冠町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別紙7の第3の4の参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
- ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
- イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
- ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代

理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の現地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 新冠町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

- 2 新冠町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年 7月10日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年 5月13日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成23年 9月20日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成24年10月 1日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成30年 1月22日から施行する。

別紙1 (第5の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)
- 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は11年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、新冠町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託にかかる販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は、失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>